

# 介護保険制度のお知らせ

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

第1号被保険者の保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき改定されます。介護予防サービスなどの利用見

込みに応じて算定されるため、サービスの利用量が増加の傾向にあれば保険料が上がり、減少の傾向にあれば下がります。平成30年度の保険料は、左の表のとおりです。負担能力に

じ、所得段階の階層及び保険料率を見直しました。また、第1段階については、別途公費により保険料負担を軽減しています。なお、40〜64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)の介護保険料は、算定や徴収などのしくみが第1号被保険者とは異なります。また、加入している医療

保険(会社の健康保険や国民健康保険など)によっても異なります。詳しくは、加入している医療保険の問い合わせ先に確認してください。

### 保険料の納入(決定)通知書を7月中旬までに送付

保険料を納付書で納付する方には、納入通知書を送付します。7月分(第1期)の納期限は7月31日(火)です。

口座振替で納付する方、年金受給額から差し引かれる方(年額18万円以上の年金受給者)には、決定通知書を送付します。

■**保険料の減免**  
次のいずれかに該当する方は減免や納付期間の猶予の制度があります。申請方法など詳しくは、問い合わせください。

- \* 震災・風水害・火災などで、住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた
- \* 生計維持者の死亡や長期間の入院など、やむを得ない理由で収入が著しく減少した
- \* 事業や業務の休廃止、失業

天候不順による農作物の不作などの理由で、生計維持者の収入が著しく減少した

### ■保険料を納めずにいると

介護サービス利用料の自己負担割合は通常1割または2割(一定所得以上の方は8月から3割)で、残額が介護保険から給付されますが、保険料を滞納すると次のとおり制限されます。

- \* 1年以上の滞納⇒介護サービス利用料が全額自己負担となり、後から申請することで給付分が払い戻される
- \* 1年6か月以上の滞納⇒介護サービス利用料が全額自己負担となるうえ、保険料を納付しないと給付分が払い戻されない。また、払い戻される給付分から、滞納している保険料が差し引かれる
- \* 2年以上の滞納⇒介護サービス利用料の自己負担割合が一定期間3割(自己負担が3割の方は8月から4割)となり、高額介護サービスなどが受けられなくなる

☆詳しくは、介護福祉課保険料担当へ。

▼第1号被保険者の介護保険料(30〜32年度)

所得段階	所得判定基準	上段：月額 下段：年額
第1段階 (基準額×0.45)	世帯全員が住民税非課税 *生活保護受給者 *中国残留邦人等の支援給付受給者 *老齢福祉年金受給者 *本人の前年の合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)-年金所得=80万円以下	2722円 3万2670円
第2段階 (基準額×0.62)	*本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額-年金所得=120万円以下	3751円 4万5012円
第3段階 (基準額×0.68)	*本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額-年金所得=120万円超	4114円 4万9368円
第4段階 (基準額×0.85)	本人が住民税非課税	*本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額-年金所得=80万円以下
第5段階 (基準額)		*本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額-年金所得=80万円超
第6段階 (基準額×1.10)	本人が住民税課税	*本人の前年の合計所得金額が120万円未満
第7段階 (基準額×1.15)		*本人の前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満
第8段階 (基準額×1.20)		*本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満
第9段階 (基準額×1.50)		*本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満
第10段階 (基準額×1.70)		*本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満
第11段階 (基準額×1.90)		*本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満
第12段階 (基準額×2.20)		*本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満
第13段階 (基準額×2.50)		*本人の前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満
第14段階 (基準額×2.75)		*本人の前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満
第15段階 (基準額×2.85)		*本人の前年の合計所得金額が1500万円以上

※1 合計所得金額=収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額で、扶養・医療費控除などの所得控除をする前の金額  
 ※2 課税年金収入額=老齢・退職年金などの課税対象となる年金で、課税対象とならない遺族・障害年金を除く